

規制の事前評価書  
(要旨)

令和4年10月  
国家公安委員会・警察庁

## 規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の名称：国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議  
第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍  
結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

規制の名称：公告大量破壊兵器関連計画等関係者に対する財産の凍結等の措置

規制の区分：新設、改正 (拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁警備局警備企画課

評価実施時期：令和4年9月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

現行の財産凍結法においては、公告国際テロリストに対する財産の凍結等の措置が規定されているところ、安保理決議（第1718号、第2231号等）では、

- 北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与し又は支援を提供している者として、安保理決議第1718号の主文12により設置された委員会が指定する個人・団体のほか、その関連決議によって指定された個人・団体
- イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に関与し、直接提携し若しくは支援を提供しているとしてJCPOAの採択の日の時点で安保理決議第1737号に従い設立された委員会により作成・維持された名簿に記載されている個人・団体

に対する財産の凍結等についても要請されている。

我が国を含む国際連合加盟国は、国連憲章第25条の規定に基づき、安保理決議に基づく措置を講ずる義務を負っているところ、FATFの勧告7においても、加盟国に対し、安保理決議に従って大量破壊兵器関連計画等関係者に対する金融制裁を実施することが求められており、令和3年8月に公表された第4次対日相互審査においても、拡散金融に係る居住者間取引に係る資産凍結等が実施できないという制度上の不備が指摘されている。

したがって、本改正を行わない場合には、我が国の国際法上の義務を履行することができず、また、我が国が、大量破壊兵器等の開発等を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するという、国際社会の要請に応えることができないこととなる。

### 2 直接的な費用の把握

[遵守費用]

公告大量破壊兵器関連計画等関係者については、許可の申請等の各種規制を遵守するための一定の費用が発生するほか、その所持している財産の一部を仮領置されることとなった場合には、当該財産の一部を使用することができなくなることから、一定の遵守費用が発生し、また、公告大量破壊兵器関連計画等関係者を相手方とする行為をする者についても、当該行為が制限される

こととなり、一定の遵守費用が発生する。

なお、

- 都道府県公安委員会は、公告大量破壊兵器関連計画等関係者から許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為により取得することとなる財産が当該公告大量破壊兵器関連計画等関係者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること等一定の要件に該当すると認めるときは、その許可をしなければならぬこととしていること。
- 都道府県公安委員会は、公告大量破壊兵器関連計画等関係者から仮領置された規制対象財産に係る返還の申請を受けた場合において、仮領置後の事情の変化により、当該規制対象財産が当該公告大量破壊兵器関連計画等関係者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること等一定の要件に該当するに至ったと認めるときは、当該規制対象財産を返還しなければならぬこととしていること。
- 令和4年8月末時点、公告大量破壊兵器関連計画等関係者として財産の凍結等の措置の対象となるのは100個人、140団体程度になると見込まれているが、これらの個人・団体が国内で活動している事実は把握されていないこと。

を踏まえると、遵守費用は限定的であると見込まれる。

[行政費用]

都道府県公安委員会においては、許可手続、仮領置した財産の保管・引継ぎ及び返還申請手続、立入検査等に関する事務が発生することとなり、一定の行政費用が発生するものの、当該費用は遵守費用と同様、限定的であると見込まれる。

### **3 直接的な効果（便益）の把握**

本改正は、公告大量破壊兵器関連計画等関係者の財産が大量破壊兵器等の開発等に使用されることを防ぎ、この開発等の防止・抑止を確かなものにすることで、多くの国民を生命・身体の危険から守るものであり、また、国際社会の要請に応えるものである。

### **4 副次的な影響及び波及的な影響の把握**

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

### **5 費用と効果（便益）の関係**

前記2のとおり、本改正により、一定の遵守費用及び行政費用の発生が見込まれるが、その費用は限定的であると見込まれる。

他方、大量破壊兵器等の開発等の防止・抑止を確かなものにすることは、前記3のとおり、多くの国民を生命・身体の危険から守り、また、国際社会の要請に応えるものであることを鑑みると、本改正による効果は、前記遵守費用及び行政費用を上回るものであるといえる。

## 6 代替案との比較

特定の財産を処分してその対価の支払を受けること等の特定の行為に係る許可制の代替案としては、公告大量破壊兵器関連計画等関係者を相手方とする行為をしようとする者に対し、特定の財産を処分してその対価の支払を受けること等の特定の取引を行わないよう、努力義務を課す案〔A〕が考えられる。

また、財産の一部の提出を命じ、これを仮領置することの代替案としては、仮領置をするため、公告大量破壊兵器関連計画等関係者が所持している一定の財産の提出をするよう努力義務を課す案〔B〕が考えられる。

### [費用]

#### ・ 遵守費用

前記〔A〕については、努力義務を履行するため、公告大量破壊兵器関連計画等関係者を相手方とする行為をする者においては、本改正により規制を課した場合と同程度の費用が発生する。

前記〔B〕については、努力義務を履行するため、公告大量破壊兵器関連計画等関係者においては、本改正により規制を課した場合と同程度の費用が発生する。

#### ・ 行政費用

前記〔A〕については、公告大量破壊兵器関連計画等関係者を相手方とする行為をする者に対し、特定の財産を処分してその対価の支払を受けること等の特定の取引を行わない旨の行政上の指導を行う費用が発生する。

また、前記〔B〕についても、一定の財産を提出するよう行政上の指導を行う費用が発生する。

### [効果]

前記〔A〕については、努力義務のみでは十分な実効性が担保されないことから、結果として、特定の財産が大量破壊兵器等の開発等に使用されることを防ぐことができない。

また、前記〔B〕についても、同様に、努力義務にとどまるものであり、十分な実効性が担保されないことから、結果として、特定の財産が大量破壊兵器等の開発等に使用されることを防ぐことができない。

### [規制案と代替案の比較]

前記〔A〕と〔B〕の代替案と規制案のいずれによっても、一定の費用は発生する一方で、代替案については所期の効果が得られないことを踏まえれば、規制案を採用することが適当であり、本改正は妥当であると考えられる。

## 7 その他の関連事項

政策所管課において、本規制により発生する費用や便益を明らかにし、当該規制の有効性、必要性等について確認した。

## 8 事後評価の実施時期等

施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施することとし、事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 国家公安委員会により公告された者の数
- ・ 許可申請を受けた件数
- ・ 特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令を行った件数
- ・ 規制対象財産を仮領置した件数

## 規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の名称：国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議  
第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結  
等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

規制の名称：預貯金と共通の性質等を有する財産を移転させる行為の制限等

規制の区分：新設、改正 (拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁警備局警備企画課

評価実施時期：令和4年9月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

現行の財産凍結法においては、公告国際テロリストに対する財産の凍結等の措置として、公告国際テロリストが規制対象財産に対してする一定の行為について、都道府県公安委員会の許可が必要とされている上、公告国際テロリストを相手方とする行為をする者についても、当該行為をすることが、原則として禁止されているところ、公告国際テロリストが暗号資産交換業者に管理させている暗号資産を移転させる行為は規制対象となっていない。

他方、

- 令和2年8月、アメリカ合衆国司法省は、ハマス関連組織、アル・カーイダ関連組織及びISIS関連組織の暗号資産による資金調達活動に係る捜査の結果、300件以上の暗号資産のアカウントから、数百万ドル相当の暗号資産を押収したと発表したこと。
- 令和3年の犯罪収益移転危険度調査書 (P. 113) においては、暗号資産交換業者に管理させている暗号資産の第三者への移転がマネー・ローンダリングの手段として利用された事例が示されていること。

などを踏まえれば、財産凍結等対象者が暗号資産を保有している可能性は十分にあると考えられる。

また、近年、暗号資産同様に分散型台帳上で流通するステーブルコインを用いた取引が米国を中心に拡大しており、資金決済に関する法律 (平成21年法律第59号) において、ステーブルコインのうち決済手段として広く流通する可能性のある法定通貨建てのものが「電子決済手段」として定義され、必要な規制が整備される予定であるところ、財産凍結等対象者が、暗号資産と同様、電子決済手段を保有する可能性もあるほか、こうした預貯金と共通の性質等を有する財産が今後新たに登場する可能性も十分にあると考えられるところ、財産の凍結等の措置として、財産凍結等対象者が保有するこうした財産の移転を防止する必要がある。

したがって、本改正を行わない場合には、財産凍結等対象者による暗号資産等の移転行為が防止できず、結果として、こうした財産が国際的なテロリズムの行為及び大量破壊兵器等の開発等に使用されることを防ぐことができないこととなる。

## 2 直接的な費用の把握

### [遵守費用]

財産凍結等対象者については、暗号資産や電子決済手段のように預貯金と共通の性質等を有する財産の移転に当たり、許可の申請等の各種規制を遵守するための一定の費用が発生し、また、財産凍結等対象者を相手方とする行為をする者についても、当該行為が制限されることとなり、一定の遵守費用が発生する。

なお、

- 都道府県公安委員会は、財産凍結等対象者から許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為により取得することとなる財産が当該財産凍結等対象者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること等一定の要件に該当すると認めるときは、その許可をしなければならないこととしていること。
- 令和4年8月末時点、公告国際テロリストとして財産の凍結等の措置の対象となっているのは397個人、119団体であるが、これらの個人・団体が国内で活動している事実は把握されていないこと。

を踏まえると、遵守費用は限定的であると見込まれる。

### [行政費用]

都道府県公安委員会においては、許可手続等に関する事務が発生することとなり、一定の行政費用が発生するものの、当該費用は、遵守費用と同様、限定的であると見込まれる。

## 3 直接的な効果（便益）の把握

本改正は、暗号資産や電子決済手段のように預貯金と共通の性質等を有する財産が国際的なテロリズムの行為及び大量破壊兵器等の開発等に使用されることを防ぎ、国際的なテロリズムの行為及び大量破壊兵器等の開発等の防止・抑止をより確かなものにする事で、多くの国民を生命・身体の危険から守るものであり、また、国際社会の要請に応えるものである。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

## 5 費用と効果（便益）の関係

前記2のとおり、本改正により、一定の遵守費用及び行政費用の発生が見込まれるが、その費用は限定的であると見込まれる。

他方、国際的なテロリズムの行為及び大量破壊兵器等の開発等の防止・抑止をより確かなものにする事は、前記3のとおり、多くの国民を生命・身体の危険から守り、また、国際社会の要請に応えるものであることを鑑みると、本改正による効果は、前記遵守費用及び行政費用を上回るものであるといえる。

## 6 代替案との比較

暗号資産や電子決済手段のように預貯金と共通の性質等を有する財産を移転させる行為を、財産の凍結等の措置の対象に加えることの代替案としては、当該財産の移転に係る債務を負う者に対し、財産凍結等対象者に対する当該債務の履行を行わないよう、努力義務を課すとする案が考えられる。

[費用]

- ・ 遵守費用

前記財産の移転に係る債務を負う者は、努力義務を履行するため、本改正により規制を課した場合と同程度の費用が発生する。

- ・ 行政費用

財産凍結等対象者に対する債務の履行を行わないよう行政上の指導を行う費用が発生する。

[効果]

努力義務のみでは十分な実効性が担保されないことから、結果として、暗号資産や電子決済手段のように預貯金と共通の性質等を有する財産が、国際的なテロリズムの行為及び大量破壊兵器等の開発等に使用されることを防ぐことができない。

[規制案と代替案の比較]

代替案は、前記のとおり、一定の費用が発生する一方で、規制の実効性が期待されないため十分な効果を期待することができず、費用を上回る効果を見込むことはできないことから、前記5のとおり、効果が費用を上回る規制案の方が妥当である。

## 7 その他の関連事項

政策所管課において、本規制により発生する費用や便益を明らかにし、当該規制の有効性、必要性等について確認した。

## 8 事後評価の実施時期等

施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施することとし、事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 国家公安委員会により公告・指定された者の数
- ・ 許可申請を受けた件数
- ・ 特定債権の差押債権者に対する債務の履行の禁止命令を行った件数

## 規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の名称：国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議  
第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍  
結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（犯罪による収益の移転  
防止に関する法律の一部改正関係）

規制の名称：特定事業者たる士業者が行う取引時確認に係る事項の追加及び疑わしい取引  
の届出義務に係る規定の整備

規制の区分：新設、改正 （拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：令和4年9月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

現行の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）  
第2条第2項に規定される特定事業者のうち同項第45号から第49号までに掲げるもの（以下  
「士業者」という。）、すなわち、

- 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人（外国法事務弁護士法人を含む。）  
（以下「弁護士等」という。）
- 司法書士又は司法書士法人（以下「司法書士等」という。）
- 行政書士又は行政書士法人（以下「行政書士等」という。）
- 公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）
- 税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）

については、士業者以外の特定事業者に義務付けられている取引時確認（法第4条）又は疑わし  
い取引の届出（法第8条）の一部又は全部の義務が課されていない。

近年、士業者がマネー・ローンダリングやテロリズムに対する資金供与のために悪用されるリ  
スクを踏まえたマネー・ローンダリング等対策の必要性が認められ、また、金融機関等と士業者  
に適用される規制のギャップにより、マネー・ローンダリング等のリスクが高まることが懸念さ  
れているほか、令和3年8月に公表された FATF 第4次対日相互審査報告書においても、「士業  
者が、疑わしい取引の届出義務の対象になっていないことは、日本のマネー・ローンダリング・  
テロ資金対策の有効性を著しく損なう」旨勧告されているなどの状況にある。

また、取引目的等の確認は、主として、特定事業者において、顧客等が行う取引の態様と照合  
吟味して当該取引が疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうか適切に判断するこ  
とができるようにするためのものであるが、特定事業者がマネー・ローンダリング等に利用され  
ることを防止する効果及びマネー・ローンダリング等対策に係る資金トレースの確保に資する効  
果をも有すると考える。

以上を踏まえると、法制定時の附帯決議や士業者に対する疑わしい取引の届出義務に係る懸念

にも配慮した上で、取引目的等の確認及び疑わしい取引の届出について士業者に対して義務を課す以下を内容とする規定を早急に整備する必要がある。

- (1) 司法書士等、行政書士等、公認会計士等及び税理士等（以下「4士業者」という。）について、本人特定事項の確認に加え、取引を行う目的等の確認を行わなければならないこととする。
- (2) 弁護士等について、(1)に準じて取引目的等の確認に相当する措置について、日本弁護士連合会の会則で定めるところによることとする。
- (3) 行政書士等、公認会計士等及び税理士等（以下「3士業者」という。）に対し、一定の場合を除き、疑わしい取引の届出を行わなければならないこととする。

仮に、士業者にこれら義務を課さないこととした場合には、我が国の士業者がマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれが高まるほか、マネー・ローンダリング等対策の不十分な国として我が国の国際的な信用が低下し、我が国の金融機関等や企業の行う取引等に影響が及ぶことが懸念される。

#### [課題及びその発生原因]

前記のとおり、引き続き、士業者に各種義務を課さないこととした場合、我が国の士業者がマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれが高まるほか、マネー・ローンダリング等対策の不十分な国として我が国の国際的な信用が低下し、我が国の金融機関等や企業の行う取引等に影響が及ぶことが懸念される。

#### [規制の内容]

前記のとおり、士業者に各種義務を課すこととする。

#### [規制以外の政策手段の検討]

規制以外の政策手段として、士業者に対し、自主的な取組として前記義務に係る内容の確認、届出を促すことが考えられる。しかし、規制を課すことなく自主的アプローチ等によったのでは、各種義務に相当する措置を実施しない一部の士業者がマネー・ローンダリング等の抜け穴として悪用されることとなるため、規制を手段とする必要がある。

## 2 直接的な費用の把握

#### [遵守費用]

改正案を前提とした場合、士業者には、それぞれ課されることとなる義務に応じて、一定の取引に際し、顧客等について、取引を行う目的等の事項を確認し、それらに関する記録等を作成・保存する作業等に要する費用や、疑わしい取引を行政庁に届け出る際に必要な書類の作成や提出に要する費用等が発生する。

これら費用の具体的な金額の算出は困難であるものの、4士業者については、既に一定の取引に際し、顧客等の本人確認事項を確認し、それらに関する記録等を作成・保存する義務が課されているところ、その確認義務等の対象に、取引目的等に係る事項が追加されるにとどまるものであることから、費用の増加は限定的であることが見込まれる。

疑わしい取引の届出については、届出に係る負担軽減を図るため、特定事業者を対象とした研修会等において、オンラインによる電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用した電子申請による届出の広報に努めるなどしており、当該義務に係る士業者に対して発生する遵守費用は、限定的であると見込まれる。

#### 〔行政費用〕

本改正により、士業者の所管行政庁が、本改正によって拡充された士業者（弁護士等を除く。）に係る義務の履行を確保するため、必要な限度で報告徴収、指導等及び是正命令等の措置を行う費用が発生する。

また、国家公安委員会は、特定事業者が当該通知を履行していないと認めるときは、所管行政庁に対し、当該特定事業者に対し是正命令等の処分を行うべき旨の意見を述べることができ、また、それに必要な限度において、当該特定事業者に対し、その業務に関して報告等を求めることができることとされていることから、これらを行った場合、当該措置を行う費用が発生する。士業者に対する上記の各措置がどの程度必要となるかは、士業者による義務の履行状況次第であるため、現時点では定かでなく、具体的な金額の算出は困難である。しかし、例えば、令和3年中、国家公安委員会・警察庁は、12件の報告徴収を行ったほか、所管行政庁に対し14件の意見陳述を行っており、これらを受け、所管行政庁は、4件の是正命令を発しているところ、これら対象となった特定事業者は郵便物受取サービス業者、電話転送サービス事業者及び郵便物受取サービス業者兼電話転送サービス事業者に限られている。本改正の施行後の各措置の件数等がこれと同水準にとどまるならば、発生する行政費用は極めて限定的であると見込まれる。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

本改正によって士業者に各種義務を課すことにより、我が国の士業者がマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれや、マネー・ローンダリング等対策の不十分な国として我が国の国際的な信用が低下するおそれを低減することが可能となる。

### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

### 5 費用と効果（便益）の関係

具体的な金額の算出は困難であるものの、本改正による遵守費用及び行政費用の発生が想定される（前述）。

本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、マネー・ローンダリング等対策という目的の重要性に鑑みれば、本改正により得られる効果が大きいことに対し、新たに発生する費用は社会的に受忍すべき程度のものであると考えられる。

## 6 代替案との比較

代替案としては、士業者に対し、取引を行う目的等の確認や疑わしい取引の届出を行うことに努めなければならない旨の努力義務を課すことが考えられる。

### [費用]

#### ・ 遵守費用

努力義務を履行するため、取引を行う目的等の確認や疑わしい取引の届出を行う士業者においては、本改正により規制を課した場合と同程度の費用が発生する。

#### ・ 行政費用

士業者（弁護士等を除く。）に対し、取引を行う目的等の確認や疑わしい取引の届出を行うべき旨の行政上の指導を行う費用が発生する。

### [効果（便益）]

強制力のない努力義務として、士業者の自主的な取組に委ねることとした場合には、当該取組を行わない士業者が、マネー・ローンダリング等の抜け穴として悪用されることとなり、所期の目的を達成することができない。

### [規制案と代替案の比較]

代替案と規制案のいずれによっても、一定の費用は発生する一方で、代替案については所期の効果が得られない。また、代替案を前提とした場合、努力義務を適切に履行する士業者と一定の取引を行う顧客等については改正案とほぼ同程度の時間的費用が発生することが想定されるが、士業者は努力義務を課されるにとどまり、必ずしも一律に取引を行う目的等の事項を確認する措置が担保されないことから、士業者による取組状況に差が生じる結果として、一定の取引を行う際に追加的な負担を要しない当該措置が不十分な士業者に利用が集中する可能性があり、士業者間の公正な競争状況に負の影響を及ぼすおそれがある。

これらを踏まえれば、規制案を採用することが適当であり、本改正は妥当であると考えられる。

## 7 その他の関連事項

政府として FATF の勧告を踏まえた法整備の検討を行うとともに、政策所管課において、当該規制により発生する費用や便益を検討し、当該規制の有効性、必要性等について確認した。

## **8 事後評価の実施時期等**

本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

本改正によって士業者に対して課すこととした義務に関し、

- ・ 所管行政庁が発出した是正命令（法第18条）の件数
- ・ 国家公安委員会が実施した意見の陳述（法第19条）の件数
- ・ 3士業者が届け出た疑わしい取引の届出（法第8条第2項）の件数

## 規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称：国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議  
第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍  
結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（犯罪による収益の移転  
防止に関する法律の一部改正関係）

規制の名称：外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項の追加

規制の区分：新設、**改正**（**拡充**、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課

評価実施時期：令和4年9月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

現行の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第10条は、銀行等の特定事業者に対し、本邦から外国へ向けた支払に係る為替取引（以下「外為送金」という。）を行う場合において、当該支払を外国所在為替取引業者に委託するときは、当該外為送金を依頼した顧客に係る本人特定事項等を当該外国所在為替取引業者に通知する義務を課している。また、法第10条の3は、特定事業者たる電子決済手段等取引業者（安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）による改正後の資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者及び同法第62条の8第2項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる銀行等及び資金移動業者をいう。以下同じ。）に対し、電子決済手段（同法第2条第5項に規定する電子決済手段をいい、同条第9項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。）の移転を行う場合において、当該移転を他の電子決済手段等取引業者等（他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者）が管理する受取顧客に対して行うとき又は他の電子決済手段等取引業者等に委託するときは、当該移転を依頼した顧客に係る本人特定事項等を相手先の他の電子決済手段等取引業者等に通知して行う義務を課している。

他方、現行法上、これら外為送金の支払の相手方及び電子決済手段の移転の相手方に係る情報については、相手方たる外国為替取引業者や他の電子決済手段等取引業者等に通知することは義務付けられていない。

この点、外為送金の支払及び電子決済手段の移転の相手方に係る情報の通知は、送金受領国側の金融機関等において、当該外為送金等を依頼した顧客が支払の相手方に係る本人特定事項等を偽っていた場合であっても、これを看破し当該外為送金等の疑わしさを判断すること等を可能とするものであるところ、当該通知義務は、送金受領国側におけるマネー・ローンダリング等対策に資するものであるため、相互主義の観点から、我が国が国内の金融機関に対し、支払の相手方に係る情報の通知を義務付けない場合には、当該通知が義務付けられている国に所在する外国所在為替取引業者から国内の金融機関に対し、当該情報の通知がなされなくなるといった状況に陥

る懸念があり、仮に、外国所在為替取引業者から我が国の金融機関に対し外為送金の支払の相手方に係る情報が通知されないこととなれば、我が国の金融機関が当該外為送金の疑わしさを判断できず、ひいてはマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれが高まることとなる。

また、マネー・ローンダリング等による金融システムの悪用に対する国際的な基準の策定及び履行を担う多国間の枠組みである金融活動作業部会（以下「FATF」という。）も、勧告16において、電信送金を行うに際し、金融機関が相手方金融機関に対して送金人及び受取人双方の情報を通知する義務を課すことを求めており、主要国においてその導入が進んでいるところ、我が国は、令和3年8月30日に公表されたFATF第4次対日相互審査報告書において、受取人に係る情報の通知が義務化されていない旨が特に指摘されており、仮に、引き続き、外為送金の支払の相手方に係る情報の通知義務を課さないこととした場合、前記のとおり、我が国の金融機関において、外為送金に係る疑わしさの判断を適切に行うことが困難となり、我が国の金融機関がマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれが高まるほか、マネー・ローンダリング等対策の不十分な国として我が国の国際的な信用が低下し、我が国の金融機関や企業の行う取引等に影響が及ぶことが懸念される（ことから、外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に、支払又は移転の相手方に関する事項を加える。）

#### [課題及びその発生原因]

前記のとおり、引き続き、外為送金及び電子決済手段の支払の相手方に係る情報の通知義務を課さないこととした場合、上記のとおり、我が国の金融機関において、外為送金に係る疑わしさの判断を適切に行うことが困難となり、我が国の金融機関がマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれが高まるほか、マネー・ローンダリング等対策の不十分な国として我が国の国際的な信用が低下し、我が国の金融機関や企業の行う取引等に影響が及ぶことが懸念される。

#### [規制の内容]

前記のとおり、我が国の金融機関において、外為送金及び電子決済手段の移転に係る疑わしさの判断を適切に行うことを可能とするため、外為送金及び電子決済手段の移転に係る通知事項に支払の相手方に係る情報を加える。

#### [規制以外の政策手段の検討]

規制以外の政策手段として、業界や特定事業者に対し、自主的な取組として、外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に支払又は移転の相手方に係る事項を追加して通知するよう促すことが考えられる。しかし、強制力のない自主的な取組によったのでは、当該取組を行わない特定事業者が、マネー・ローンダリング等の抜け穴として悪用されることとなり、所期の目的を達成することができない。

## 2 直接的な費用の把握

### [遵守費用]

改正案を前提とした場合、銀行や電子決済等取引業者等の特定事業者には、支払又は移転の相手方に係る事項の通知に要する費用等が発生する。具体的な金額の算出は困難であるものの、既に、外為送金又は電子決済手段の移転を行う際に、顧客の本人特定事項等を通知する義務が課されているところ、その通知事項に支払又は移転の相手方に係る事項を追加することにとどまるものであり、費用の増加は限定的であることが見込まれる。

### [行政費用]

本改正により、各特定事業者の所管行政庁が、特定事業者による適切な通知の履行を確保するため、必要な限度で報告徴収、指導、是正命令等の措置を行う費用が発生する。

また、国家公安委員会は、特定事業者が当該通知を履行していないと認めるときは、所管行政庁に対し、当該特定事業者に対し是正命令等の処分を行うべき旨の意見を述べることができ、また、それに必要な限度において、当該特定事業者に対し、その業務に関して報告等を求めることができることとされていることから、これらを行った場合、当該措置を行う費用が発生する。特定事業者に対する上記の各措置がどの程度必要となるかは、特定事業者による義務の履行状況次第であるため、現時点では定かでない。しかし、例えば、令和3年中、国家公安委員会・警察庁は、12件の報告徴収を行ったほか、所管行政庁に対し14件の意見陳述を行っており、これらを受け、所管行政庁は、4件の是正命令を発しているところ、これらの対象となった特定事業者は郵便物受取サービス業者、電話転送サービス事業者及び郵便物受取サービス業者兼電話転送サービス業者に限られている。本改正の施行後の各措置の件数等がこれと同水準にとどまるならば、発生する行政費用は極めて限定的であると見込まれる。

## 3 直接的な効果（便益）の把握

本改正によって外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に支払の相手方に係る事項を追加することにより、金融機関及び電子決済手段等取引業者において、外為送金又は電子決済手段の移転における疑わしさの判断を適切に行うことが可能となり、金融機関等がマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれや、マネー・ローンダリング等対策の不十分な国として我が国の国際的な信用が低下するおそれを低減することが可能となる。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

具体的な金額の算出は困難であるものの、本改正による遵守費用及び行政費用の発生が想定される（前述）。

本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、マネー・ローンダリング等対策という目的の重要性に鑑みれば、本改正により得られる効果が大きいのに対し、新たに発生する費用は社会的に受忍すべき程度のものであると考えられる。

## 6 代替案との比較

代替案としては、特定事業者に対し、外為送金及び電子決済手段の移転に係る通知事項に支払の相手方に係る情報を追加して通知するよう努めなければならない旨の努力義務を課すことが考えられる。

### [費用]

#### ・ 遵守費用

努力義務を履行するため、外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に支払の相手方に係る事項を追加して通知する特定事業者においては、本改正により規制を課した場合と同程度の費用が発生する。

#### ・ 行政費用

特定事業者に対し、外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に支払の相手方に係る事項を追加して通知するべき旨の行政上の指導を行う費用が発生する。

### [効果（便益）]

強制力のない努力義務として、特定事業者の自主的な取組に委ねることとした場合には、当該取組を行わない特定事業者が、マネー・ローンダリング等の抜け穴として悪用されることとなり、所期の目的を達成することができない。

### [規制案と代替案の比較]

代替案と規制案のいずれによっても、一定の費用は発生する一方で、代替案については所期の効果が得られない。

また、代替案を前提とした場合、努力義務を適切に履行する特定事業者と一定の取引を行う顧客等については改正案とほぼ同程度の時間的費用が発生することが想定されるが、特定事業者は努力義務を課されるにとどまり、必ずしも一律に取引を行う目的等の事項を確認する措置が担保されないことから、特定事業者による取組状況に差が生じる結果として、一定の取引を行う際に追加的な負担を要しない当該措置が不十分な特定事業者に利用が集中する可能性があり、特定事業者間の公正な競争状況に負の影響を及ぼすおそれがある。

これらを踏まえれば、規制案を採用することが適当であり、本改正は妥当であると考えられる。

## **7 その他の関連事項**

政府として FATF の勧告を踏まえた法整備の検討を行うとともに、政策所管課において、当該規制により発生する費用や便益を検討し、当該規制の有効性、必要性等について確認した。

## **8 事後評価の実施時期等**

本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

法第10条第1項に規定する外為送金に係る通知義務に関し、

- ・ 所管行政庁が発出した是正命令（法第18条）の件数
- ・ 国家公安委員会が実施した意見の陳述（法第19条）の件数

## 規制の事前評価書 (要旨)

法律又は政令の名称：国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議  
第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍  
結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（犯罪による収益の移転  
防止に関する法律の一部改正関係）

規 制 の 名 称：特定事業者たる暗号資産交換業者に外国所在暗号資産交換業者との間で提携  
契約を締結する場合の確認義務とともに、暗号資産の移転に係る通知義務を  
課する規定の整備

規 制 の 区 分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担 当 部 局：警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室

評 価 実 施 時 期：令和4年9月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ○ 提携契約を締結する場合の確認義務

現行の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）  
法第10条の2は、特定事業者たる電子決済手段等取引業者（安定的かつ効率的な資金決済制度  
の構築を図るための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）による改正後の資金  
決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者及び同法第62条の8第2  
項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる銀行等及び資金移動業者をいう。以下同  
じ。）が外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務と同種類の  
業務を行う者をいう。以下同じ。）との間で、電子決済手段（同法第2条第5項に規定する電  
子決済手段をいい、同条第9項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。）の移転を継続  
的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合における電子決済手段等取引業者  
の確認義務について定めている。

暗号資産の移転は、電子決済手段の移転と共通する特徴をもつところ、国境とは無関係に取  
引がなされることから、電子決済手段と同様に、取引を行うに際しての本人確認等の措置が事  
業者に義務付けられていない国・地域に所在して暗号資産交換業を行う者も存在する。このよ  
うな暗号資産交換業者に対する規制整備が不十分な国・地域において、外形上は登録を受けた  
暗号資産交換業者が、実体としてマネー・ローンダリング等に係る対策を行うための営業所・人  
員等を備えていないにもかかわらず、我が国の暗号資産交換業者と提携契約を締結して暗号資  
産の移転を行う事例が想定される。

#### ○ 移転に係る通知義務

法第10条の3は、特定事業者たる電子決済手段等取引業者に対し、電子決済手段の移転を行  
う場合において、当該移転を他の電子決済手段等取引業者等（他の電子決済手段等取引業者又  
は外国電子決済手段等取引業者）が管理する受取顧客に対して行うとき又は他の電子決済手段

等取引業者等に委託するときは、当該移転を依頼した顧客に係る本人特定事項等を相手先の他の電子決済手段等取引業者等に通知して行う義務を課しており、さらに今次改正案において、当該通知事項に移転の相手方に関する事項を加える予定である。

資産の移転に係るマネー・ローンダリング対策の要諦は、マネー・ローンダリング等に利用されるおそれのある事業者が適正な顧客管理措置を講ずることにより、そのリスクを抑制するとともに、マネー・ローンダリング等が行われた場合における資金トレースを可能とし、マネー・ローンダリング等の実態解明や検挙に資する仕組みを構築することにある。暗号資産の移転は、電子決済手段の移転と共通する特徴をもつところ、その決済システムであるブロックチェーンの仕様上、資産の移転先を特定するアドレスさえあれば移転が可能であることから、暗号資産の移転について、当該移転の相手先暗号資産交換業者に対して当該移転を依頼した顧客の本人特定事項を通知する義務を設けない場合、相手先暗号資産交換業者において直ちに移転元の顧客を把握し、モニタリングに基づいてその移転を停止することや、当該移転の疑わしさを判断することができない事態が想定される。

また、暗号資産の流通が世界規模で拡大する中、我が国においても、暗号資産の取引量、暗号資産交換業者の事業規模が急激に拡大しており、暗号資産交換業者による疑わしい取引の届出件数も増加している状況にあり、暗号資産の移転がマネー・ローンダリング等に利用される可能性も高まっている。

以上を踏まえると、仮に、引き続き、暗号資産交換業者に確認義務及び通知義務を課さないこととした場合、我が国に犯罪による収益やテロ資金が流入するおそれが生じるほか、マネー・ローンダリング等対策の不十分な国として我が国の国際的な信用が低下し、我が国の暗号資産交換業者や企業の行う取引等に影響が及ぶことが懸念される。

#### [課題及びその発生原因]

前記のとおり、引き続き、暗号資産交換業者に上記の確認義務及び通知義務を課さないこととした場合、我が国に犯罪による収益やテロ資金が流入するおそれが生じることや、我が国の暗号資産交換業者において、暗号資産の移転に係る疑わしさを判断を適切に行うことが困難となり、我が国の暗号資産交換業者がマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれが高まるほか、マネー・ローンダリング等対策の不十分な国として我が国の国際的な信用が低下し、我が国の暗号資産交換業者や企業の行う取引等に影響が及ぶことが懸念される。

#### [規制の内容]

前記のとおり、特定事業者たる暗号資産交換業者に外国所在暗号資産交換業者との間で提携契約を締結する場合の確認義務とともに、暗号資産の移転に係る通知義務を課す。

#### [規制以外の政策手段の検討]

規制以外の政策手段として、業界や特定事業者に対し、自主的な取組として前記「規制の内容」に係る取組を促すことが考えられるが、規制を課すことなく自主的アプローチ等によったのでは、確認・通知を行わない一部の暗号資産交換業者がマネー・ローンダリング等の抜け穴として悪用されることとなることから、自発的アプローチ等でその目的を達成することはできず、規制を手段とする必要がある。

## 2 直接的な費用の把握

### [遵守費用]

具体的な金額の算出は困難であるものの、改正案を前提とした場合、暗号資産契約の相手方である外国所在暗号資産交換業者について厳格な確認を行うための費用及び移転に係る事項の通知に要する費用等が発生する。しかし、移転に係る事項の通知にあつては、既に、世界的な大手ブロックチェーン事業者やシステムベンダー作成の移転先を特定し、通知するための連携システム（金融実務では「ソリューション」と呼ばれる。）が存在しており、各暗号資産交換業者においては、その活用が見込まれているところ、大規模な新規システム構築の必要はないことから、費用負担はサービス利用料にとどまり、必要最低限であることが見込まれる。

### [行政費用]

本改正により、暗号資産交換業者の所管行政庁が、本改正によって拡充された暗号資産交換業者に係る義務の履行を確保するため、必要な限度で報告徴収、指導等及び是正命令等の措置を行う費用が発生する。

また、国家公安委員会は、特定事業者が当該通知を履行していないと認めるときは、所管行政庁に対し、当該特定事業者に対し是正命令等の処分を行うべき旨の意見を述べることができ、また、それに必要な限度において、当該特定事業者に対し、その業務に関して報告等を求めることができることとされていることから、これらを行った場合、当該措置を行う費用が発生する。

暗号資産交換業者に対する前記の各措置がどの程度必要となるかは、暗号資産交換業者の履行状況次第であるため、現時点では定かでなく、具体的な金額の算出は困難である。しかし、例えば、令和3年中、国家公安委員会・警察庁は、126件の報告徴収を行ったほか、所管行政庁に対し14件の意見陳述を行っており、これらを受け、所管行政庁は、4件の是正命令を発しているところ、これらの対象となった特定事業者は郵便物受取サービス業者、電話転送サービス事業者及び郵便物受取サービス業者兼電話転送サービス業者に限られている。本改正の施行後の各措置の件数等がこれと同水準にとどまるならば、発生する行政費用は極めて限定的であると見込まれる。

## 3 直接的な効果（便益）の把握

本改正では、暗号資産交換業者に上記確認・通知義務を課すことにより、我が国に犯罪による収益やテロ資金が流入するおそれや、我が国の暗号資産交換業者において暗号資産の移転に係る疑わしさの判断を適切に行うことが可能となることにより、我が国の暗号資産交換業者がマネー・ローンダリング等に悪用されるおそれや、マネー・ローンダリング等対策の不十分な国として我が国の国際的な信用が低下するおそれを低減することが可能となる。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正による副次的な影響及び波及的な影響は生じないと考えられる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

具体的な金額の算出は困難であるものの、本改正による遵守費用及び行政費用の発生が想定される（前述）。

本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、マネー・ローンダリング等対策という目的の重要性に鑑みれば、本改正により得られる効果が大きいのに対し、新たに発生する費用は社会的に受忍すべき程度のものであると考えられる。

## 6 代替案との比較

代替案としては、暗号資産交換業者に対して、外国所在暗号資産交換業者との間で提携契約を締結する場合に係る確認の努力義務とともに、暗号資産の移転に係る通知の努力義務を課すことが考えられる。

### 〔費用〕

#### ・ 遵守費用

努力義務を履行するため、暗号資産交換業者においては、本改正により規制を課した場合と同程度の費用が発生する。

#### ・ 行政費用

特定事業者に対し、外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項に支払の相手方に係る事項を追加して通知すべき旨の行政上の指導を行う費用が発生する。

### 〔効果（便益）〕

強制力のない努力義務として、特定事業者の自主的な取組に委ねることとした場合には、当該取組を行わない特定事業者が、マネー・ローンダリング等の抜け穴として悪用されることとなり、所期の目的を達成することができない。

### 〔規制案と代替案の比較〕

代替案と規制案のいずれによっても、一定の費用は発生する一方で、代替案については所期の効果が得られない。

また、代替案を前提とした場合、努力義務を適切に履行する特定事業者と一定の取引を行う顧客等については改正案とほぼ同程度の時間的費用が発生することが想定されるが、特定事業者は努力義務を課されるにとどまり、必ずしも一律に取引を行う目的等の事項を確認する措置が担保されないことから、特定事業者による取組状況に差が生じる結果として、一定の取引を行う際に

追加的な負担を要しない当該措置が不十分な特定事業者に利用が集中する可能性があり、特定事業者間の公正な競争状況に負の影響を及ぼすおそれがある。  
これらを踏まえれば、規制案を採用することが適当であり、本改正は妥当であると考えられる。

## 7 その他の関連事項

政策所管課において、当該規制により発生する費用や便益を検討し、当該規制の有効性、必要性等について確認した。

## 8 事後評価の実施時期等

本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。  
事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。  
法第10条の2及び第10条の3に規定する確認・通知義務に関し、

- ・ 所管行政庁が発出した是正命令（法第18条）の件数
- ・ 国家公安委員会が実施した意見の陳述（法第19条）の件数
- ・ 暗号資産交換業者が届け出た疑わしい取引の届出（法第8条第1項）の件数